



発行所

社団法人 東京都土地改良協会
理事長 鈴木 義 顯
理事 田 丸ノ内3ノ1
千代田区 都 経 済 局 内
東京 都 経 済 局 内
印刷所 山 浦 印刷株式会社
印刷人 山 浦

主張 土地条件の整備の急務

都下の農業経営は、都市生活の影響と、激しい競争市場の中にあつて、今日の行き方が一層困難になつて居り、殊に首都建設の過程に、どのような生き方をすれば、最も重要な課題である。

先般知事の諮問に対する農業会議の答申案を見ても、何はともあれ農地の土地条件整備の必要が強調されて居ることは当然であらう。

土地条件をよくすることに、地力の維持増強も大切だ。地力を養つて農産物の増産を図る行きかたもある。

都市から出るごみを共同集荷処理して堆肥とし地力を養ふことなどは結構な事である。

しかし単に増産して農家としての名声を持ち出すもののもあつてはならない。一般に農家としての活

路は、食つて行けると言う一般的なものでなければならぬと思ふ。それと他の労働と比較して、少くとも過重労働とならず、若い人達も農業にいそしんで行ける近代化の、明るい要素をもちその上で収穫物が相当の価格でさばけるような政策も必要だ。又農産物の安定策も取られなければならない。

農地も明るく近代化する手段は、何をいへども先ず土地改良がその根幹をなすこと。然しながら都下の農耕地は、未だ耕地面積の六〇%乃至七〇%の要土地が残り残されて居り、誠に十年一日の感があつた。

終戦以来土地改良事業の奨励には、これ努め、国、都の補助金をつぎ込んで促進を図り、技術的援助もさ

れて居るがその規模は誠に小さい。

新農村の建設と云い、農村の近代化と云い、農業経営の合理化と云い、何一つ土地改良を度外視しては成り立たない。にも拘らず十年一日の消極政策では農村建設も、農村近代化もなお遠いのである。

土地改良事業推進のため補助政策のとられて居ることは、古い伝統であるが、土地改良必要論の上には、常にこれを新しく用いなければならない。

とか生をつづけられるように、他人との煩わしい協力には積極的でありえない。目前の利害に拘泥しがちであつて、ここに強力な推進力がなくてはならない。

幸い農家の若い人達は、農業の後進性を取り戻し、農業を近代化することによつて他産業を見返そうと云う、意気は湧いて居る。

農村最近の著しい機械化の様相はその現われと見るべきことが出来る。

親戚の頼つくりの技術にはかなわぬが、オート三輪、小型耕耘機の運転に操縦に、これは若い人達の得意である。

ここで土地生産一点ばりの因習から、新しい土地条件の改良により労働生産性へ踏み切る機会を逃がしてはならない。

現在行われて居る、都営団地管土地改良の促進もさることながら団地管以下の二十町歩未満地区を対象とする都費単独補助金の大幅増額により、手近な土地改良から順次都下の土地改良事業に生命のいきを通し文化的水準に応じた近代生活に導くことを急務である。

補助政策の強化をさげぶゆえである。

国土調査法に基づく地籍調査の実施について
明治七年より十四年に至

る間、時の大臣大久保利通卿の発案によつて全国津々浦々に地籍調査が始められその成果が現在登記所備付の地籍図(公図)であるが現地との調整が不能でありしばしば異論を以て現在に來たつた。その後測量技術の発達と国土産業計画の重要な部門である国土調査法が公布となり地籍、水、土地の調査を併せて行う事は意義ある事業と信ずる政府は本年度に一億二千万円を計上しこの事業を遂行している。

東京都は全国に先じて昭和二十九年度より取敢えず土地改良(区画整理)事業を実施地区に対し施行し効果を挙げている。主務官庁は経済企画庁であり、補助率は六割六分六厘、地元負担は各一割七分となつて居る。本年度実施地区は左の通り。

一、葛飾北部土地改良区四町五町歩
二、上平井土地改良区四六町歩
三、新中川沿岸第三土地改良区三五町歩計一二六町歩を実施する。

三、新中川沿岸第三土地改良区三五町歩計一二六町歩を実施する。

三、新中川沿岸第三土地改良区三五町歩計一二六町歩を実施する。

三、新中川沿岸第三土地改良区三五町歩計一二六町歩を実施する。

三、新中川沿岸第三土地改良区三五町歩計一二六町歩を実施する。

決議する。
一都九県関東ブロック土地改良協会連合会では、全国土地改良協会々議室に集合し団体営土地改良事業費の増額及其の他二件につき陳情書を作製大蔵大臣、農林大臣へ陳情した。本会からは理事長鈴木義顯、事務長林忠次郎が出席した。

江戸川区長島町農耕地約四十五町歩の土地改良(区画整理)事業の説明会を開く。江東三区土地改良事務所島崎係長築茂技師土地改良協会林事務長が出席した。

葛飾北部、上平井新中川沿岸第三の各土地改良区では地籍調査を昭和三十一年度完了すべく江東三区土地改良事務所に於て協議した。

新中川沿岸第三土地改良区では百三十町歩の地籍調査実施かたを、東京都並に経済局長、協会林事務長が陳情した。

新中川沿岸第三土地改良区では百三十町歩の地籍調査実施かたを、東京都並に経済局長、協会林事務長が陳情した。

新中川沿岸第三土地改良区では百三十町歩の地籍調査実施かたを、東京都並に経済局長、協会林事務長が陳情した。

新中川沿岸第三土地改良区では百三十町歩の地籍調査実施かたを、東京都並に経済局長、協会林事務長が陳情した。

協会日誌

6・17 昭和32年度通常総会を千代田区有楽町日本交通協会大講堂で開催昭和32年度予算その他を

7・22

7・19

7・12

6・26

江東方面農業状態視察

昭和32年5月29日東京都副知事、佐藤基氏は農林部長林五郎、農地課長難波武夫と共に視察した。
(水元農耕地帯区劃整理の現状)



団体営土地改良事業を

実施するには

土地改良事業を国及び都の補助金を以て実施出来る事は、御承知のことと思いますが、ここで団体営土地改良事業はいかにして行われるか説明致します。

団体営土地改良事業とは次の三つに大別されます。

- 一、団体営かんがい排水事業とは用水路、排水路、井堰溜池、樋管、樋門、機械用排水等の新設改良工事をなす事業。
- 二、小規模畑地かんがい事業とは受益面積一団地二十町歩以上百町歩以下の
- 三、耕地整備事業とは暗渠排水客土、区画整理、農道、区画整理確定測量の各事業。
- 以上の各事業とも受益面積が一団地二十町歩以上あって、後記の諸基準に沿って事業計画を樹立の上、農林省に於ける計画審査に合格すれば、補助事業として採択されるわけである。ただし事業を実施するためには、必ず前年の十月迄に事業計画書を作製して、(例へば昭和三十三年度に事業を行うには、今年の十月迄)十一月中に行はれる農林省の審査に合格することが必要である。
- なお御承知の様に、団体営事業と申す以上、関係者一同が一本にまとまらなくては、いけない。
- 即ち土地改良法による、土地改良区と称する法人団体を組織することが必要となつて来る。町村営でもこの事業に実施出来る。
- 次に団体営土地改良事業を実施する基準と、補助率の關係は次の通りである。
- ① 団体営かんがい排水事業 (A) 受益面積原則として一団地概ね五十町歩以上であること。但し山間部又は地形上必要な地区にあっては、五十町歩以下でも二十町歩以上であれば差支えない。
- (B) 末端支配面積概ね五町歩以上であること、
- (C) 水路渡渉等の維持管理に属しないこと、
- (D) 補助率(事業に対する) 国庫補助四割都補助二割合計七割
- 但し機械揚排水事業の施設についての、
- 国庫補助五割都補助二割合計七割
- ② 小規模畑地かんがい事業 (A) 受益面積一団地二十町歩以上一〇〇町歩未満
- (B) 補助率、国庫補助四割都補助二割合計六割(機械揚水についても同じ)
- ③ 耕地整備事業 (A) 暗渠排水事業 (A) 湛水田であつて利用率一三〇%以下でその平均収量が都の平均収量以下の地帯であること
- (B) 工事施行後土地の条件が利用率二〇〇%なりうる事
- (C) 一団地受益面積概ね二〇町歩以上である事
- (D) 完全暗渠である事
- (E) 補助率国庫補助三割都補助二割合計五割
- (F) 客土事業 (A) 秋落水田で其の主原因が浅耕地漏水過多による地帯である事。又は秋落水田以外の水田で平均収量が都の平均収量以下の地帯であつて、其の原因が浅耕土であるか、地形上、地上げを要するものである事
- (B) 受益面積一団地概ね二〇町歩以上である事。
- (C) 客入土量は原則として反当切土量で三五立米以上である事。
- (D) 撤布費を含まず。
- (E) 補助率、五〇町歩以上については国庫補助三割都補助二割合計五割、二〇町歩以上五〇町歩未満国庫補助二割都補助二割合計四割
- ④ 区画整理事業 (A) 受益面積は一団地原則として概ね五〇町歩以上である事、但し山間部又は地形上必要な地区にあっては二〇町歩以上であれば差支えない。
- (B) かんがい排水事業が同時に施行される場合は主なる水源(溜池、揚水機、頭首工等)排水施設(排水機排水樋管等)及び地区外幹線水路はかんがい排水事業として之の他の部分は区画整理とする事
- (C) 補助率国庫補助三割都補助二割合計五割
- ⑤ 農道事業 (A) 農道は不整備を原因として、その耕地の利用率が一五〇%以下でありこれが整備により二毛作可能となるもの、又は同原因により堆肥の搬入、適期作業が困難である等のため、其の平均収量が都の平均収量より低く、これが整備により、近傍類
- ⑥ 農道事業 (A) 農道は不整備を原因として、その耕地の利用率が一五〇%以下でありこれが整備により二毛作可能となるもの、又は同原因により堆肥の搬入、適期作業が困難である等のため、其の平均収量が都の平均収量より低く、これが整備により、近傍類

似の農道整備地帯の平均収量の近くまで、生産効果を期待出来る地帯である事、但し自家用で供する果樹、野菜類の作付地にかかわるものを除く

(B) 受益面積は一団地概ね二〇町歩以上である事

(C) 一団地につき延長一、〇〇〇米以上である事

(D) 部落間の連絡道路の如く、市町村道的性格を有するものは除く事

(E) 有効巾員は二、〇米乃至四、〇米である事

(F) 補助率国庫補助二割都補助二割合計四割

(G) 区画整理確定測量費

(H) 国庫補助により区画整理工事を実施し未だ確定測量のすんでいない地区を対象とする

(I) 国庫補助額反当六〇〇円(反当事業費二〇〇円の三割補助)都補助額反当四〇〇円(反当事業費二〇〇円)

(J) 補助率国庫補助三割都補助二割合計五割

(K) 反当事業費二〇〇円の五割補助

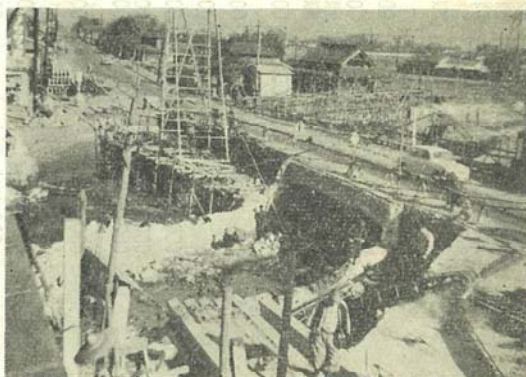
以上団体営土地改良事業の概要を略記したがなお詳細については都経済局農地課団体営土地改良係又は江東三区土地改良事業所(亀有)及び多摩土地改良事務所(立川)のいづれかに御出で願ふれば係員が説明致します

筆者農地課技師 杉山 明

「すいじん橋完成」
都営毛長堀排水幹線改良事業実施中の農地課に於ては日光街道にこの程一級国道橋を架設、P. S. C 桁使用で、注目を集めている。橋長25m、巾員15mで、都と埼玉県を結ぶ、交通の要所となろう。
(完 成)



(工 事 施 行 中)



一、〇〇〇石増収への期待

―都下の暗渠排水について―

「山谷などにやせたる深田、或は冷水田、赤さび水の出る地、常の作り様では稲の生長せざる所をも、手立を用いて水を落し、干田として山の若草を入れ手立よくして作れぬれば十分利を見るべし。此の様な土地あらば必ず才覚を尽して作り其の利を見るべし。冷水の出る所には溝を立なし脇に此の水をぬきさり日に当りたる水斗を用いてよき所あるものなり、冷気の出る地には、いかほど藪しを入れても此の陰気をもらしさらざれば稲さかゆることなきものなり」と、宮崎安貞はその著「農業全書」(一九六六年)で湧水地、或は湿田等に於て排水によつて、水稻生育の良好になることをのべている。

最近の事例に於て暗渠排水により反当玄米一石以上増収を得たことは決して稀ではない、然し水田に於ける排水は水稻の増収のみを目的として行うものではなく、裏作の導入、畜力及び機械力の利用、作業能率の向上、合理的かんがい排水の実行、収穫物品質の向上等種々の目的をもつて行はれたモグラ暗渠は、今

は殆んど行はれず、土管を使用した完全暗渠が専ら行はれている。今、戦後の実績を見てみよう。

昭和二十年頃は、反当九〇円位であったが、二十五年には、反当一万五千円に、そして現在は、反当二万二

年度	地区数	補助面積	団体営(国費補助)	地区数	補助面積
一〇	九	一〇	二	二	二
一一	二	一	三	三	三
一二	一	一	三	三	三
一三	一	一	三	三	三
一四	一	一	三	三	三
一五	一	一	三	三	三
一六	一	一	三	三	三
一七	一	一	三	三	三
一八	一	一	三	三	三
一九	一	一	三	三	三
二〇	一	一	三	三	三
計	一〇	一〇	二	二	二

右表は補助事業として、行ったものであるが、この外自己負担で行ったものも多し。

事業費の変遷を見るに、千円に及んでいる。しかし、反当増産石数は〇、六石は、確実であり、土地改良事業の中では、最も投資効果のあるものと見

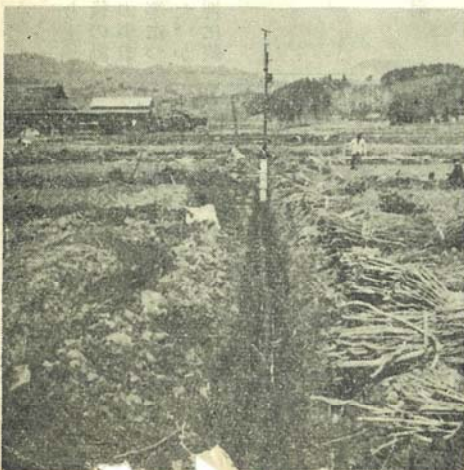
舞見御中 暑

測量一般
土地改良事業の設計
土地分筆合筆登記
手続一切

川上工務店

土地家屋書士 川上金平

本店 東京都練馬区豊玉北町六丁目一四
電話 〇九一〇六五番
支店 東京都葛飾区青戸町一ノ五番
電話 〇四三二八番
支店長 村山光右



られており、施設可能と見られる。約一五〇町歩に及ぶ南北両郡に在る湿地及び地帯に対し約一〇〇〇石の計画に日夜はげんでい

南多摩郡鶴川村金井地区 渠排水実施状況

昭和32年度通常総会



昭和三十一年度 通常総会

総会は昭和三十三年六月十七日午後一時より千代田区有楽町日本交通協議会議室に於て開催した。出席者會員並に來賓多数出席し千ヶ崎副理事長開会を宣し次で鈴木理事長の総会の挨拶が

あった、後、後事務局長が提出議案第一号より第五号まで詳細に説明し異議なく満場一致全部決した。

依つて島田副理事長より閉会の挨拶があった。

次で來賓の全国土地改良協会の渡辺定雄氏より土地改良事業の将来と今後の動向について、事業者の事業施行上とるべき方針等について懇切に説明された。かくて午後三時半盛會裡に終了散會した。

昭和三十一年度収支予算書

支出		收入		増減		附記
算額	算額	算額	算額	増	減	
1. 雑収入	八三、九三五	1. 雑収入	八三、九三五			銀行預金、利息、寄附金、費用(農林漁業資金、農林漁業分譲代、入申込書、其他広告料)
2. 補助金	八〇〇,〇〇〇	2. 補助金	八〇〇,〇〇〇			
3. 雑入	七、九三五	3. 雑入	七、九三五			都補助金
4. 雑収入	八三、九三五	4. 雑収入	八三、九三五			
5. 繰越金	七三、〇一五	5. 繰越金	七三、〇一五			
6. 繰越金	七三、〇一五	6. 繰越金	七三、〇一五			
7. 繰越金	七三、〇一五	7. 繰越金	七三、〇一五			
8. 繰越金	七三、〇一五	8. 繰越金	七三、〇一五			
9. 繰越金	七三、〇一五	9. 繰越金	七三、〇一五			
10. 繰越金	七三、〇一五	10. 繰越金	七三、〇一五			
11. 繰越金	七三、〇一五	11. 繰越金	七三、〇一五			
12. 繰越金	七三、〇一五	12. 繰越金	七三、〇一五			
13. 繰越金	七三、〇一五	13. 繰越金	七三、〇一五			
14. 繰越金	七三、〇一五	14. 繰越金	七三、〇一五			
15. 繰越金	七三、〇一五	15. 繰越金	七三、〇一五			
16. 繰越金	七三、〇一五	16. 繰越金	七三、〇一五			
17. 繰越金	七三、〇一五	17. 繰越金	七三、〇一五			
18. 繰越金	七三、〇一五	18. 繰越金	七三、〇一五			
19. 繰越金	七三、〇一五	19. 繰越金	七三、〇一五			
20. 繰越金	七三、〇一五	20. 繰越金	七三、〇一五			
21. 繰越金	七三、〇一五	21. 繰越金	七三、〇一五			
22. 繰越金	七三、〇一五	22. 繰越金	七三、〇一五			
23. 繰越金	七三、〇一五	23. 繰越金	七三、〇一五			
24. 繰越金	七三、〇一五	24. 繰越金	七三、〇一五			
25. 繰越金	七三、〇一五	25. 繰越金	七三、〇一五			
26. 繰越金	七三、〇一五	26. 繰越金	七三、〇一五			
27. 繰越金	七三、〇一五	27. 繰越金	七三、〇一五			
28. 繰越金	七三、〇一五	28. 繰越金	七三、〇一五			
29. 繰越金	七三、〇一五	29. 繰越金	七三、〇一五			
30. 繰越金	七三、〇一五	30. 繰越金	七三、〇一五			
31. 繰越金	七三、〇一五	31. 繰越金	七三、〇一五			
32. 繰越金	七三、〇一五	32. 繰越金	七三、〇一五			
33. 繰越金	七三、〇一五	33. 繰越金	七三、〇一五			
34. 繰越金	七三、〇一五	34. 繰越金	七三、〇一五			
35. 繰越金	七三、〇一五	35. 繰越金	七三、〇一五			
36. 繰越金	七三、〇一五	36. 繰越金	七三、〇一五			
37. 繰越金	七三、〇一五	37. 繰越金	七三、〇一五			
38. 繰越金	七三、〇一五	38. 繰越金	七三、〇一五			
39. 繰越金	七三、〇一五	39. 繰越金	七三、〇一五			
40. 繰越金	七三、〇一五	40. 繰越金	七三、〇一五			
41. 繰越金	七三、〇一五	41. 繰越金	七三、〇一五			
42. 繰越金	七三、〇一五	42. 繰越金	七三、〇一五			
43. 繰越金	七三、〇一五	43. 繰越金	七三、〇一五			
44. 繰越金	七三、〇一五	44. 繰越金	七三、〇一五			
45. 繰越金	七三、〇一五	45. 繰越金	七三、〇一五			
46. 繰越金	七三、〇一五	46. 繰越金	七三、〇一五			
47. 繰越金	七三、〇一五	47. 繰越金	七三、〇一五			
48. 繰越金	七三、〇一五	48. 繰越金	七三、〇一五			
49. 繰越金	七三、〇一五	49. 繰越金	七三、〇一五			
50. 繰越金	七三、〇一五	50. 繰越金	七三、〇一五			
51. 繰越金	七三、〇一五	51. 繰越金	七三、〇一五			
52. 繰越金	七三、〇一五	52. 繰越金	七三、〇一五			
53. 繰越金	七三、〇一五	53. 繰越金	七三、〇一五			
54. 繰越金	七三、〇一五	54. 繰越金	七三、〇一五			
55. 繰越金	七三、〇一五	55. 繰越金	七三、〇一五			
56. 繰越金	七三、〇一五	56. 繰越金	七三、〇一五			
57. 繰越金	七三、〇一五	57. 繰越金	七三、〇一五			
58. 繰越金	七三、〇一五	58. 繰越金	七三、〇一五			
59. 繰越金	七三、〇一五	59. 繰越金	七三、〇一五			
60. 繰越金	七三、〇一五	60. 繰越金	七三、〇一五			
61. 繰越金	七三、〇一五	61. 繰越金	七三、〇一五			
62. 繰越金	七三、〇一五	62. 繰越金	七三、〇一五			
63. 繰越金	七三、〇一五	63. 繰越金	七三、〇一五			
64. 繰越金	七三、〇一五	64. 繰越金	七三、〇一五			
65. 繰越金	七三、〇一五	65. 繰越金	七三、〇一五			
66. 繰越金	七三、〇一五	66. 繰越金	七三、〇一五			
67. 繰越金	七三、〇一五	67. 繰越金	七三、〇一五			
68. 繰越金	七三、〇一五	68. 繰越金	七三、〇一五			
69. 繰越金	七三、〇一五	69. 繰越金	七三、〇一五			
70. 繰越金	七三、〇一五	70. 繰越金	七三、〇一五			
71. 繰越金	七三、〇一五	71. 繰越金	七三、〇一五			
72. 繰越金	七三、〇一五	72. 繰越金	七三、〇一五			
73. 繰越金	七三、〇一五	73. 繰越金	七三、〇一五			
74. 繰越金	七三、〇一五	74. 繰越金	七三、〇一五			
75. 繰越金	七三、〇一五	75. 繰越金	七三、〇一五			
76. 繰越金	七三、〇一五	76. 繰越金	七三、〇一五			
77. 繰越金	七三、〇一五	77. 繰越金	七三、〇一五			
78. 繰越金	七三、〇一五	78. 繰越金	七三、〇一五			
79. 繰越金	七三、〇一五	79. 繰越金	七三、〇一五			
80. 繰越金	七三、〇一五	80. 繰越金	七三、〇一五			
81. 繰越金	七三、〇一五	81. 繰越金	七三、〇一五			
82. 繰越金	七三、〇一五	82. 繰越金	七三、〇一五			
83. 繰越金	七三、〇一五	83. 繰越金	七三、〇一五			
84. 繰越金	七三、〇一五	84. 繰越金	七三、〇一五			
85. 繰越金	七三、〇一五	85. 繰越金	七三、〇一五			
86. 繰越金	七三、〇一五	86. 繰越金	七三、〇一五			
87. 繰越金	七三、〇一五	87. 繰越金	七三、〇一五			
88. 繰越金	七三、〇一五	88. 繰越金	七三、〇一五			
89. 繰越金	七三、〇一五	89. 繰越金	七三、〇一五			
90. 繰越金	七三、〇一五	90. 繰越金	七三、〇一五			
91. 繰越金	七三、〇一五	91. 繰越金	七三、〇一五			
92. 繰越金	七三、〇一五	92. 繰越金	七三、〇一五			
93. 繰越金	七三、〇一五	93. 繰越金	七三、〇一五			
94. 繰越金	七三、〇一五	94. 繰越金	七三、〇一五			
95. 繰越金	七三、〇一五	95. 繰越金	七三、〇一五			
96. 繰越金	七三、〇一五	96. 繰越金	七三、〇一五			
97. 繰越金	七三、〇一五	97. 繰越金	七三、〇一五			
98. 繰越金	七三、〇一五	98. 繰越金	七三、〇一五			
99. 繰越金	七三、〇一五	99. 繰越金	七三、〇一五			
100. 繰越金	七三、〇一五	100. 繰越金	七三、〇一五			

暑中御見舞

測量一般
土地改良事業の設計
土地分筆合筆登記
手続一切

児玉測量事務所

兒玉周治

東京都葛飾区下小松町一、二〇〇
電話 四三三七〇 一番
連絡所 八王子市役所横山支所
電話 八王子 二七番
江戸川区本一色町三三七
電話 四四五三四番
光照寺

暑中御見舞

測量一般
土地改良事業の設計
土地分筆合筆登記
手続一切

新井工務所

測量士調査士
土地家屋
新井宇一

東京都葛飾区上平井町三五六
電話 葛飾 (09) 〇五九六番

伺暑中御見舞

東京都経済局

農林部長 林 五郎

農地課長 難波 武夫

農地指導係長 堺 通夫

都営土地改良係長 岡崎 正男

団地土地改良係長 大岡 弘

東京都江東三区土地改良事務所

所長 大野 千代蔵

管理係長 島崎 英雄

事業第一係長 亀田 熊市

事業第二係長 下田 善四郎

東京都多摩土地改良事務所

所長 和久井 清次

管理係長 斎藤 房造

事業第一係長 穴沢 千代吉

事業第二係長 上原 嘉太郎

東京都土地改良協会

理事長 鈴木 義顕

副理事長 千ヶ崎 嘉助

同 森 一郎

同 島田 繁正

同 村木 光三

理事 鴨下 栄吉

同 岡田新右衛門

同 大場 正雄

同 三田 甚一

同 横溝 直也

同 佐藤 康胤

同 青山藤吉郎

同 井上 孝平

同 難波 武夫

同 立川 克己

事務長 林 忠次郎

東京都足立土地改良区

理事長 千ヶ崎 嘉助

庶務係長 和田 隆吉

東京都葛西土地改良区

理事長 岡田新右衛門

主事 吉田 利二

大泉土地改良区

理事長 加藤 彌平太

主事 熊谷 順二

大丸用土地改良区

稲城町長 森 一郎

理事 原田 市郎

主事 大久保 彰

葛飾北区土地改良区

理事長 矢部 和太郎

第一工区長 山 勝 一 郎

第二工区長 理事長兼務

第三工区長 臼井 図 書 右 門

上平井土地改良区

理事長 町 田 与 一 郎

副理事長 三 田 甚 一

関 口 新 五 郎
斉 藤 勝 五 郎

新中川沿岸第二土地改良区

理事長 芝 山 信 郎

主 事 佐 藤 信 衛

新中川沿岸第三土地改良区

理事長 大 場 正 雄

副理事長 大 場 鐵 次 郎

同 矢 作 栄 吉

常任會計 大 場 新 藏
担当理事

三鷹用水土地改良区

理事長 高 橋 勝 義

副理事長 海老沢 富五郎

赤塚土地改良区

理事長 鈴 木 義 顕

毛長堀土地改良区

理事長 鴨 下 栄 吉

日野用水土地改良区

日野町長 齋 野 次 郎

瑞穂土地改良区

理事長 池 田 幸 三

堺村相原西部土地改良区

理事長 花 形 英 一

鶴川村金井土地改良区

理事長 草 薙 三 郎

七生土地改良区

七生村長 理事 朝 倉 昭 郎

立川昭和拜島用水土地改良区

理事長 白 井 直 三

石神井土地改良区

理事長 桜 井 米 蔵

上下之割土地改良区

理事長 三 田 甚 一

主 事 星 野 尊 三 郎

府中用水土地改良区

理事長 佐 藤 康 胤

会 計 佐 伯 邦 房

書 記 遠 藤 仁